

令和5年4月15日に和歌山市内において実施された内閣総理大臣警護に係る
警護上の課題と更なる警護の強化のための取組について

令和5年6月
警 察 庁

本報告書について

令和5年4月15日午前11時27分頃、和歌山県和歌山市^{さいかざき}雑賀崎漁港において演説を予定していた岸田文雄内閣総理大臣に向けて、警護が実施されている中で爆発物が^{どうてき}投擲され、その後、周囲に聴衆が所在する中で当該爆発物が爆発する事案が発生した。

投擲された爆発物は警護対象者である内閣総理大臣の直近に落下し、警護員の的確な任務遂行によりその身の安全は確保されたものの、内閣総理大臣のみならず聴衆を危険にさらすという重大な事態となり、民間人1名が負傷する結果を招くこととなった。

警察庁では、令和4年に制定された新警護要則の下、警護の在り方を根本的に見直してその関与を強化していたにもかかわらず、わずか1年以内に本事案が発生したという事実を重く受け止め、警護の実施に至る和歌山県警察の対応のみならず、警察庁の審査の在り方を含めて事実関係を確認し、その分析・評価を行うとともに、警護に関する課題及びその解決策を検討することとした。

この過程で、警察庁は、一連の経緯を国家公安委員会に報告し、同委員会における議論を踏まえながら、本報告書を取りまとめたものである。

今後は、本報告書で示した取組を新たに加え、「令和4年7月8日に奈良市内において実施された安倍晋三元内閣総理大臣に係る警護についての検証及び警護の見直しに関する報告書」の第5に記載された事項に留意しつつ、同報告書の第4に記載された措置を引き続き推進することにより、警護の実施に万全を期すこととする。

令和5年6月1日
警 察 庁

目 次

第1 事案の概要	1
第2 確認された事実	
1 本件警護の当日までの状況	
(1) 警護対象者性	1
(2) 日程及び演説場所に関する連絡・調整	1
(3) 本件現場の確認に関する連絡・調整	1
(4) 合同実査時の説明、要請等	2
ア 主催者側実査参加者による説明要旨	
イ 警察からの要請内容	
(ア) 演説予定場所から聴衆までの間の距離の確保	
(イ) 漁協関係者等の外観上の識別措置	
(ウ) 囲繞措置の実施	
(エ) 受付の設置による出入管理	
(オ) 聴衆エリア出入口における識別	
(カ) 手荷物検査の実施	
(キ) 金属探知検査の実施	
(ク) 防弾用の資機材の設置	
(ケ) いわゆるゲータッチ等への対応	
ウ 県警察の認識	
(5) 情報の収集・分析及び警護計画の作成	5
ア 情報の収集・分析	
イ 県警察による警護計画の作成	
ウ 警察庁による本件警護計画案の審査及び指示	
エ 本件警護計画の決裁	
オ 警護計画作成後の状況（本件演説会の事前告知）	
2 本件警護の実施状況	
(1) 警護本部の設置等	6
(2) 総理の到着前の本件現場の状況	6
ア 警護員の配置等	
イ 聴衆エリアの設置状況等	
ウ 聴衆エリアにおける聴衆の状況	
エ 被疑者の動向	
(3) 総理の到着後の本件現場の状況	8
ア 総理の到着	
イ 聴衆エリア出入口付近に配置された警護員の警護状況	
ウ 被疑者の動向	
(4) 爆発物の投擲及び緊急退避の状況	9
(5) 緊急退避後の状況	10
ア 現場離脱	
イ 聴衆の安全確保	
(ア) 爆発前	
(イ) 爆発後	

第3 確認された事実の分析・評価

1 分析・評価の進め方	11
2 現場における警護の課題	
(1) 被疑者が聴衆エリアに侵入した後	11
ア 筒状の物体が投擲されてから爆発するまで	
(ア) 本事案を防ぐことができた可能性	
(イ) 警護員の動作	
イ 聴衆エリアへの侵入から筒状の物体が投擲されるまで	
ウ 小括	
(2) 被疑者の本件現場到着から聴衆エリアに侵入するまで	12
ア 聴衆エリア出入口における識別等	
イ 本件現場における手荷物検査	
ウ 本件現場における職務質問及び所持品検査並びに声掛け等	
(3) 小括	13
3 計画段階での課題	
(1) 本件警護計画に関する評価	13
ア 本件警護計画の作成並びに審査及び指示	
(ア) 県警察における本件警護計画の作成	
(イ) 警察庁における本件警護計画案の審査及び指示	
イ 演説の事前告知	
(2) 合同実査時の要請に関する評価	15
(3) 小括	16
4 聴衆の安全確保に関する課題	16

第4 警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組

1 主催者等と緊密に協力した警護の実施	17
(1) 主催者等への要請項目の明確化	18
(2) 適切な場所の選定等	18
ア 基本方針	
イ 実施場所に応じた方策	
(ア) 屋外における講演、演説等	18
a 警察による働き掛け	
(a) 聴衆との距離の確保	
(b) 警護上の危険を想定できる場所の選定	
(c) 動線の分離	
(d) 警備員の配置	
(e) 防護用の資機材の設置	
(f) 出入管理、手荷物検査等の実施	
(g) 識別（特定の者が参加する場合）	
b 警察の対応	
(a) 安全確保措置の実施状況の確認	
(b) 聴衆が所在する場所における警戒の強化	
(c) 警察犬の活用	

(1) 屋内における講演、演説等	21
a 警察による働き掛け	
(a) 出入管理の実施	
(b) 手荷物検査等の実施	
(c) 警備員の配置	
(d) 聴衆との距離の確保その他の措置	
(e) 識別（特定の者が参加する場合）	
b 警察の対応	
(a) 安全確保措置の実施状況の確認	
(b) 聴衆が所在する場所における警戒の強化等	
(3) 講演、演説等の事前告知等に伴う対応の強化	21
ア 手荷物検査等の実施に関する国民への情報発信の強化に向けた働き掛け	
イ 情報収集の強化	
<u>2 聴衆の安全確保</u>	22
(1) 聴衆の安全確保に関する働き掛け	
(2) 警察としての対応の強化	
ア 警護員への聴衆の安全確保に関する任務の付与	
イ 避難誘導訓練等の実施	
ウ 装備資機材の配備	

【主な事象の時系列】

【記載上の制約】

- 別添 1 本件現場及びその周辺
2 本件現場の状況
3 本件現場での総理の動き（到着後）
4 聴衆エリアへの被疑者の侵入状況等
5 爆発物の投擲及び緊急退避の状況（岸壁まで）
6 爆発時の状況

第1 事案の概要

令和5年4月15日、同月23日に実施された衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙（以下「令和5年衆院補欠選」という。）の応援演説のため、警護対象者として指定されている岸田文雄内閣総理大臣（以下「総理」という。）が和歌山県和歌山市雑賀崎漁港屋外演説会場（以下「本件現場」という。）を訪問していた際、和歌山県警察（以下「県警察」という。）がその警護を実施している中、聴衆の中に紛れていた男が爆発物を投擲し、その後、周囲に聴衆が所在する中で当該爆発物が爆発する事案（以下「本事案」という。）が発生した。

その場にいた民間人と共に警護員（警護計画に基づき警護に従事する警察官をいう。以下同じ。）が被疑者を確保するとともに、総理を緊急退避させた結果、警護対象者である総理に怪我はなかったが、本件現場にいた民間人1名及び警護員1名が負傷した。

第2 確認された事実

警察庁においては、県警察による警護に関する確認状況の精査、警察庁職員の現地派遣、警護員からの聞き取り、本件現場の確認、関係資料の閲覧・分析等を通じて、以下の事実関係を確認した。

1 本件警護の当日までの状況

(1) 警護対象者性

警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1項の規定により、内閣総理大臣は警護対象者とされている。

(2) 日程及び演説場所に関する連絡・調整

令和5年4月11日、令和5年衆院補欠選が告示され、同月23日が選挙期日とされた。

告示日に先立つ同月6日、自由民主党和歌山県支部連合会（以下「県連」という。）関係者A氏から県警察に対して、演説場所は未定であるものの、総理が同月15日に和歌山県を来訪する旨の連絡があった。また、同月6日、警視庁警備部警護課から県警察に対して、同旨の情報提供があった。

同月7日には、県連関係者B氏から、総理の演説場所として、本件現場及びJR和歌山駅前を予定している旨の連絡があった。本件現場は、陸続きの北西側を除いた三方が海に囲まれた場所であり、小型無人機等に対する警戒、船舶の入港に対する警戒等を要するものの、海に面した北東、南東及び南西方向への警戒が比較的容易であると認められたことから、県警察は、演説場所の変更を提案する必要はないと判断し、本件現場で総理の演説会（以下「本件演説会」という。）が実施されることとなった【別添1参照】。

(3) 本件現場の確認に関する連絡・調整

4月7日、県警察から県連関係者B氏に対して、他の県連関係者を含めて現場の確認を行いたい旨を申し入れ、同月8日午前10時頃から、他の県連関係者及び雑賀崎漁業協同組合（以下「漁協」という。）関係者と共に本件現場の確認を行うこととなった。

同月8日午前10時頃、県警察本部警備課（以下「本部警備課」という。）警衛警護室長らが本件現場に赴いたところ、県連関係者C氏及びD氏が漁協関係者と本件現場を借用するための調整を行っている状況であり、本件現場における総理の演説に係る警護（以下「本件警護」という。）に当たって必要となる演説場所（演台の設置場所）、本件演説会の式次第等の案の提示がなく、警護の実施に必要な具体的事項を打ち合わせるには至らなかった。

同月9日正午頃、県連関係者D氏から本部警備課に対して、本件現場の確認を同月12日に行いたい旨の連絡があり、県警察としてもこれに参加し、本件現場で県連関係者と本件警護に関する打合せを行うこととし、同月10日に同人にその旨を返答した。

(4) 合同実査時の説明、要請等

ア 主催者側実査参加者による説明要旨

4月12日午後0時30分頃から午後2時10分頃までの間、本件現場及びその周辺において、県警察職員（本部警備課警備課長、和歌山西警察署長ら計10名をいう。以下同じ。）は、県連関係者C氏及びD氏並びに計8名前後の漁協関係者（以下「主催者側実査参加者」という。）との間で本件現場の確認（以下「合同実査」という。）を行うとともに、本件警護に関する打合せを実施した。

主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に対して、本件演説会の式次第について説明がなされたことから、合同実査に参加した県警察職員は、総理の動線等について説明を求め、本件演説会の概要を確認した。また、合同実査時の打合せでは、主催者側実査参加者から、聴衆の範囲について、本件現場を訪れる者は県連関係者又は漁協関係者に限られる旨の説明がなされた。合同実査に参加した県警察職員は、近年、和歌山県内で実施された警護対象者が参加する屋外での演説には、聴衆が特定の者に限られていたものがなかったことから、念のため、主催者側実査参加者に対して、数度にわたり聴衆の範囲をただしたが、主催者側実査参加者からは、

- 参加が見込まれるのは100名前後であり、うち漁協関係者が50名程度、その配偶者が50名程度であること
- 仮に、漁協関係者やその配偶者がその親族に参加を呼び掛けても、これらの者（以下「漁協関係者等」と総称する。）の総数が200名を超える見込みがないこと
- 当日は雨と強い風が見込まれることから、釣り人も姿を見せる見込みがないこと

といった説明がなされた。また、主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に対して、広く参加を呼び掛けることはしない旨の説明がなされた。

加えて、主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に対して、本件演説会の聴衆は漁協関係者等に限られることから、^い 圍繞すること（フェンス等を設置して一定の場所を区画することをいう。）は予定していない旨、青色リボンを着装した漁協関係者がスタッフとして、本件現場を訪れる者が漁協関係者等であるかどうか顔を見て識別する旨の説明がなされた。

本件演説会の実施に関連して、主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に対して、演説予定場所（演台が設置された場所をいう。）が示された上で、演説終了後、総理は、漁協関係者等との間で、いわゆるグータッチ、ハイタッチ、握手をはじめとする聴衆との触れ合い行為（以下「いわゆるグータッチ等」という。）を実施予定である旨の説明がなされた。

イ 警察からの要請内容

(ア) 演説予定場所から聴衆までの間の距離の確保

合同実査に参加した県警察職員は、聴衆が漁協関係者等に限られることとされていたものの、聴衆の飛び出し等に備え、本件現場でデジタルウォーキングメジャー（携行して歩行することにより距離を電子的に計測することができる機械をいう。）を使用して距離を計測した上で、主催者側実査参加者に対して、総理の演説予定場所から聴衆の最前列まで10メートル以上の距離を確保するよう要請した。

これに対して、主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に、10メートル以上の距離を確保した場合には、総理から聴衆までの距離が離れすぎることとなり、聴衆エリアも狭くなるとして、難色が示された。

最終的に、本件現場を訪れる者が県連関係者又は漁協関係者等に限られる旨の説明、スタッフである漁協関係者が青色リボンを着装し、漁協関係者等であるかどうかを判断するという主催者側実査参加者の方針等を踏まえ、総理の演説予定場所から聴衆の最前列までの距離を約5メートルとして、聴衆エリアを設定することとなった。

そこで、合同実査に参加した県警察職員から主催者側実査参加者に対して、万一の事態に備え、総理の演説予定場所から見て聴衆エリア内の前3列には、青色リボンを着装した漁協関係者を配置するよう要請した。

これに対して、主催者側実査参加者から特段の異論が提起されることはなかった。

(イ) 漁協関係者等の外観上の識別措置

漁協関係者等でない者による聴衆エリアへの入場防止を確実なものとするため、合同実査に参加した県警察職員から主催者側実査参加者に対して、本件現場を訪れる者には、県連関係者又は漁協関係者等であることを判断することができる識別措置を講ずるよう要請した。

これに対して、主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に、県連関係者には水色ジャンパーを着用させ、スタッフである漁協関係者には青色リボンを着装させる方針が示されるとともに、漁協関係者の配偶者やその親族については青色リボンを着装まではさせないが、青色リボンを着装した漁協関係者がスタッフとして、漁協関係者等であるかどうか顔を見て識別する旨の説明があった。

(ウ) 囲繞措置の実施

合同実査に参加した県警察職員から主催者側実査参加者に対して、聴衆の飛び出し等を防止するとともに、聴衆エリアを明確化して、総理の動線と分離するため、最終的に、聴衆エリアをカラーコーン及びコーンバーにより囲繞するよう要請した。

これに対して、主催者側実査参加者から特段の異論が提起されることはなかった。

(エ) 受付の設置による出入管理

漁協関係者等であるかどうかを識別し、漁協関係者等でない者が聴衆エリアに入ろうとすることを防止するため、合同実査に参加した県警察職員から主催者側実査参加者に対して、受付を設置することにより、出入管理（講演、演説等が実施される場所の出入場口を限定して、当該出入場口以外から当該講演、演説等が実施される場所に入ることができないように管理することをいう。以下同じ。）を行うよう要請した。

これに対して、主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に、聴衆は漁協関係者等に限られることから、出入管理のための受付は設置しない旨の説明がなされた。

(オ) 聴衆エリア出入口における識別

漁協関係者等でない者が聴衆エリアに入ろうとすることを防止するため、合同実査に参加した県警察職員から主催者側実査参加者に対して、カラーコーン及びコーンバーにより囲繞することとなる聴衆エリアに、出入口（以下「聴衆エリア出入口」という。）を設けた上で、その付近に青色リボンを着装した漁協関係者をスタッフとして配置し、漁協関係者等でない者が聴衆エリアに入ろうとした場合には、警護員にその旨連絡するよう要請した。

これに対して、主催者側実査参加者から特段の異論が提起されることはなかった。

一方で、スタッフである漁協関係者による漁協関係者等であるかどうかの識別方法、実施体制、識別する者の配置場所、漁協関係者等でない者を発見した場合における通報手順等を確認することまでは行わなかった。

(カ) 手荷物検査の実施

合同実査に参加した県警察職員から主催者側実査参加者に対して、念のため、不自然に大きな手荷物等を携行した者を認めた場合には、当該手荷物等を確認するよう要請したところ、主催者側実査参加者から特段の異論が提起されることはなかった。

この点、合同実査に参加した県警察職員は、主催者側実査参加者から聴衆が漁協関係者等に限られ、青色リボンを着装した漁協関係者がスタッフとして、本件現場を訪れる者が漁協関係者等であるかどうか顔を見て識別する旨の説明を受けていたことから、手荷物への一律の開披検査の実施までは要請しなかった。

(キ) 金属探知検査の実施

合同実査に参加した県警察職員から主催者側実査参加者に対して、念のため、本件現場にゲート式金属探知機を設置し、聴衆エリアに入ろうとする者に対して金属探知検査を行うよう要請した。

これに対して、主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に、聴衆は漁協関係者等に限られることから、金属探知検査は実施しない旨の説明がなされた。

(ク) 防弾用の資機材の設置

合同実査に参加した県警察職員から主催者側実査参加者に対して、念のため、総理の演説予定場所と聴衆エリアの間に、県警察が管理する防弾用の資機材を設置するよう要請した。

これに対して、主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に、物々しくなるとして防弾用の資機材の設置に懸念が示されたが、最終的には、白い布をかぶせるなど防弾用の資機材であることを外観上分からなくするための措置を講じてもらいたい旨の要望がなされた。

(ケ) いわゆるゲータッチ等への対応

総理が聴衆と接する際に生じる危険を防止するため、合同実査に参加した県警察職員から主催者側実査参加者に対して、いわゆるゲータッチ等については、演説終了後、総理の演説予定場所から見て聴衆エリア内の前方部に青色リボンを着装した漁協関係者を配置し、当該漁協関係者のみとの間で実施するよう要請した。

この結果、最終的には、主催者側実査参加者から合同実査に参加した県警察職員に、総理は、演説終了後、演説予定場所に面した聴衆エリアの北端から南端にかけて、聴衆エリア内の前方部に配置する漁協関係者のみといわゆるグータッチ等を実施した後、現地を車両で出発する旨の説明がなされた。

ウ 県警察の認識

県警察では、県連を本件演説会の主催者として、漁協を本件現場の管理権を有する管理者として、それぞれ認識した上で、主催者側実査参加者に対して、本件警護に関し必要な事項を要請したほか、本件警護に関する連絡・調整を実施した。

合同実査に参加した県警察職員は、主催者側実査参加者から、本件演説会の聴衆は漁協関係者等に限られる旨の説明が数度にわたってなされたことから、漁協関係者等でない者が参加することはないと認識していた。

合同実査時の打合せにおいて要請し、特段の異論が提起されることがなかった内容については、合同実査に参加した県警察職員はもとより、その報告を受けた県警察の他の担当者においても、本件警護の当日には要請どおりに実施されるものと認識していた。

聴衆は漁協関係者等に限られるという合同実査時の打合せで説明された内容は、警察本部長、警備部長等（以下「警察本部長等」という。）にも報告され、その認識の下、警察本部長等は翌13日の実地踏査を実施した。

(5) 情報の収集・分析及び警護計画の作成

ア 情報の収集・分析

警察庁及び県警察は、総理の和歌山県訪問に伴い、警護を的確に実施するために必要な情報の収集、分析等を行ったが、総理の同県訪問に関して、総理に危害を加えることを示唆するなどの具体的な脅威情報は把握されなかった。

イ 県警察による警護計画の作成

4月12日、本部警備課の担当者は、本件警護に関する警護計画（以下「本件警護計画」という。）案の作成に着手した。本件警護計画案の作成に当たり、本部警備課の担当者は、主催者側実査参加者との連絡・調整状況等を踏まえた上で、警察本部長等への報告及び検討を重ねながら準備を進めた。本件警護計画案においては、漁協関係者等約200名を聴衆として想定した上で、青色リボンを着装した漁協関係者がスタッフとして、本件現場を訪れる者が漁協関係者等であるかどうか識別することとされたほか、警護員は不審な挙動をしている者等の発見に従事することとされた。

本件警護計画案上、聴衆エリア出入口付近には複数の警護員が配置され、聴衆の飛び出し、総理が聴衆と接する際に生じる危険等を防止することがそれぞれの任務として付与されていたが、主催者側実査参加者との連絡・調整により、漁協関係者等であるかどうかの識別は漁協関係者が行うこととされていたことを踏まえ、警護員は、参加予定者を識別することとはされていなかった。その上で、スタッフである漁協関係者による漁協関係者等であるかどうかの識別方法、実施体制、識別する者の配置場所、漁協関係者等でない者を発見した場合における通報手順等については、本件警護計画案に記載されることはなかった。

4月13日、県警察は、警護要則第12条第1項の規定により、本件警護計画案を警察庁に報告した。

ウ 警察庁による本件警護計画案の審査及び指示

警察庁は、本件警護計画案の報告を受け審査を実施した。審査の過程において、警察庁の担当者から本部警備課の担当者に対して、漁協関係者等であることの識別方法及び漁協関係者等でない者が聴衆エリアに入ろうとした場合における対応要領について問い合わせた。その上で、警察庁は、県警察に対して、本件警護の実施において留意すべき事項として、総理と聴衆との距離を十分に確保する観点から、総理の演説予定場所から見て聴衆エリア内の前方部には漁協関係者を配置する必要があることを指示するとともに、漁協関係者等であるかどうかの識別をスタッフである漁協関係者に行わせ、漁協関係者等でない者が聴衆エリアに入ろうとすることを防止する必要があることを確認的に指示したものの、スタッフである漁協関係者による漁協関係者等であるかどうかの識別方法の実効性、実施体制、識別する者の配置場所、漁協関係者等でない者を発見した場合における通報手順等までは確認しなかった。

エ 本件警護計画の決裁

4月13日、本部警備課の担当者は、警察庁からの指示後、本件警護計画案を警察本部長まで仰裁し、本件警護計画が決裁された。同月14日、本件警護計画は、警察庁に送付された。

オ 警護計画作成後の状況（本件演説会の事前告知）

本部警備課では、4月14日、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下「SNS」という。）において、同月15日に本件現場及びJR和歌山駅前で総理が演説する旨の記事が令和5年衆院補欠選の候補者（以下「候補者」という。）の名で投稿されていることを認知したが、一方で、本件警護の当日、複数の新聞の地方版の朝刊広告では、JR和歌山駅前における街頭演説のみが告知され、本件演説会が告知されていなかったことから、聴衆が漁協関係者等に限られるとの方針に変更はないと判断した。

また、同月14日、自由民主党本部のウェブサイトにおいて、同月15日に本件演説会を実施する旨の告知がなされていたが、本部警備課では認知していなかった。

2 本件警護の実施状況

(1) 警護本部の設置等

本件警護の実施に当たり、県警察は、4月15日午前8時30分頃から警察本部長を長とする警護本部を設置した。また、本件現場及びその周辺の状況をリアルタイムで送信する映像伝送装置を用いるなどして、現場の具体的な状況を警護本部に共有していた。

(2) 総理の到着前の本件現場の状況

ア 警護員の配置等

4月15日午前9時50分以降、本件現場及びその周辺においては、

- 本件現場において警護員に対する指揮を行う警護員（以下「現場指揮官」という。）
- 総理の直近又は付近において、周囲の警戒、不審者の接近阻止、危害の排除、防護及び更なる危害の防止に当たる警護員（以下「身辺警護員」という。）

○ 総理の周辺において、不審者及び危険物（銃器、爆発物等の警護対象者の生命及び身体に危害を及ぼすおそれがあるものをいう。以下同じ。）の発見並びに不審者の接近阻止、総理に対する危害の排除及び危険物の除去に当たる警護員（総理が本件現場に到着する前に警察犬を用いて危険物、不審物等の検索に当たる警護員、高所から本件現場の状況を確認する警護員等を含む。）

○ 交通整理、爆発物の処理その他の警護において必要な措置を執る警護員として本部警備課、和歌山西警察署等に所属する警察官が、身辺警護員として警視庁警備部警護課に所属する警察官が、それぞれ配置された。

現場指揮官は、本件現場及びその周辺に警護員を配置する際、警護員に対して、本件警護計画に定められたそれぞれの警護員の任務に沿って、危険物、不審物等の事前検索を徹底するとともに、本件現場及びその周辺において、継続的に注視し、又は警戒を実施すべき不審行動、外観上の不審点等（以下「不審行動等」という。）がある者が認められた場合には、職務質問を実施すべきこと等を指示した。

また、現場指揮官は、投擲防止対策として、聴衆エリア内の聴衆の手元や視線をよく観察し、ペットボトル、ビン等を所持している者を認めた場合には、必ずしも不審行動等が認められないときであっても、所持の目的を確認するよう指示していた。

総理の到着に先立ち、警察犬を用いて危険物、不審物等の検索が実施されたが、本件現場から危険物、不審物等は発見されなかった。

イ 聴衆エリアの設置状況等【別添2参照】

本件現場では、出入管理のための受付は設置されなかったが、漁協関係者が設置したカラーコーン及びコーンバーにより聴衆エリアが囲繞され、聴衆エリア出入口が設けられた。本件警護の現場において、聴衆エリア出入口は、総理が聴衆エリア出入口付近を移動している時を除き、出入りすることができることとされていた。

また、本部警備課の担当者は、演説予定場所と聴衆エリアとの間に、県警察が保有する防弾用の資機材を設置した。

ウ 聴衆エリアにおける聴衆の状況

総理の本件現場到着直前、聴衆エリア内の聴衆の数は、県警察が事前に想定したとおり、約200名であり、聴衆エリア内の混雑している箇所では、聴衆同士の衣服が触れ合う程度の密度であった。本件現場の北西部には、複数の車両が駐車されており、本件現場の西側の道路を北東から南西に徒歩で移動して本件演説会に参加しようとする聴衆の多くは、これらの車両の間を通り抜けて、聴衆エリアへ向かっていた。

聴衆エリア出入口の南側では、青色リボンを着装した漁協関係者が複数名立っており、聴衆として本件現場を訪れた漁協関係者等との間で「久しぶり」などとしばしば挨拶を交わしていた。

聴衆エリアには、聴衆の飛び出し、総理が聴衆と接する際に生じる危険等を防止するため、聴衆の動向を踏み台の上から俯瞰して警戒する警護員を含め、相当数の警護員が配置されていた。

エ 被疑者の動向

総理が本件現場に到着する前には、被疑者は聴衆エリアに入っていなかった。

(3) 総理の到着後の本件現場の状況

ア 総理の到着

4月15日午前11時17分頃、車両で移動していた総理は、本件現場に到着し、聴衆エリア出入口の南西側で降車した。総理は、降車後、出迎えの者と挨拶を交わした後、聴衆エリアの南側を南東方向に歩き始め、同19分頃、聴衆エリアの南東側に位置する生け簀の前で立ち止まり、漁協関係者から説明を受けた。その後、総理は、同20分頃から聴衆エリアに隣接する試食コーナーに向けて歩き始め、同21分頃に同所に到着して、海産物を試食するなどした。総理は、試食終了後の同25分頃、試食コーナーを離れ、聴衆エリアの南側を通り、演説予定場所に向けて北西方向に歩き始めた。

総理は、合同実査時における主催者側実査参加者による説明とは異なり、同26分頃から、演説予定場所に面した聴衆エリアの南西部前列で、いわゆるグータッチ等を実施しながら演説予定場所に向けて歩き、演説予定場所の南側において候補者から説明を受けるため立ち止まった【別添3参照】。

総理の到着後、聴衆エリア内の複数の聴衆がその手元でスマートフォン等を操作したり、総理の様子を撮影したりしていた。また、複数の聴衆がリュックサック又は手提げ鞆を携行して聴衆エリアに所在していた。

イ 聴衆エリア出入口付近に配置された警護員の警護状況

聴衆エリア出入口付近に配置された警護員は、スタッフである漁協関係者が聴衆エリアに入ろうとする者と挨拶している様子を確認していたことから、漁協関係者等であるかどうか顔を見て識別することが合同実査時の打合せどおりに行われていると考え、それぞれの任務に従事していた。

聴衆エリア出入口付近に配置された警護員は、聴衆エリアに隣接する試食コーナーでの試食後、総理が聴衆エリアの南側を通過して演説予定場所へ徒歩で移動することとされていたことを踏まえ、徒歩で移動する総理に対する違法行為等を防止するため、総理が演説予定場所へ移動する直前には、聴衆エリアに入ろうとする者に対して速やかに聴衆エリア出入口から入るよう促すとともに、聴衆エリアの南側における総理の動線及びその周辺への立入りを制限する措置を執り、警戒を継続していた。

スタッフである漁協関係者から聴衆エリア出入口付近に配置された警護員に対して、漁協関係者等でない者が聴衆エリアに入ろうとしたとの連絡がなされることはなかった。

ウ 被疑者の動向

被疑者は、灰色のリュックサック、紫色の手提げ鞆及び長傘を携行し、本件現場の西側の道路を北東から南西に徒歩で移動して、午前11時18分頃に本件現場に到着した。

その後、被疑者は、本件演説会に参加しようとする聴衆と同様に、本件現場の北西部に駐車されている車両の間を通り抜けて、聴衆エリアへ向かい、同19分頃には、演説予定場所の南西に位置する事務所付近に到着し、その付近で立ち止まっていた。

被疑者が同事務所付近に到着する前後、聴衆エリア出入口はコーンバーにより閉鎖されており、同事務所付近では、複数名が聴衆エリアに入るために立ち止まっていたが、同19分頃には、警護員でない者が聴衆エリア出入口のコーンバーを持ち上げ、これが取り外されたことにより、聴衆エリアに出入りすることができるようになった。

同20分頃、聴衆エリアの南側における総理の動線を確保するため、聴衆エリアの外で警戒していた警護員が再度コーンバーを設置することによって聴衆エリア出入口を閉鎖しようとした際、同事務所付近にいた3名が聴衆エリア出入口付近に到着し、被疑者は、これに続いて聴衆エリア出入口に接近した。当該3名のうち1名が、続いて2名が聴衆エリア出入口から入場した後、被疑者はこれに続いて聴衆エリア出入口に更に接近した。被疑者は、聴衆エリア出入口から1名が出た後、聴衆エリア出入口から聴衆エリアに侵入した【別添4参照】。

被疑者が聴衆エリア出入口から侵入する際、いずれの警護員又は漁協関係者も気に留めなかった。

(4) 爆発物の投擲及び緊急退避の状況

演説予定場所の南側において立ち止まった総理に対して、候補者が北西方向を指して説明を開始したことから、総理は、候補者が示した北西方向を見た。その後、選挙関係者が総理と候補者に近寄り、説明を開始しようとした。この時も、聴衆エリア内の複数の聴衆がその手でスマートフォン等を操作したり、総理の様子を撮影したりしていた。また、複数の聴衆がリュックサック又は手提げ鞆を携行して、引き続き聴衆エリアに所在していたが、この時も、被疑者については、その両方を携行していた。

午前11時27分頃、被疑者は、数秒間手元に視線を落とした後、聴衆エリアから総理に向け、筒状の物体（後に爆発物と判明）を右手で投擲し、当該物体は聴衆の頭上を越えた。この時、被疑者は、総理の演説予定場所から見て聴衆エリア内の前3列よりも後列に位置しており、総理との距離は約10メートルで、被疑者の周囲は相当程度混雑していた。本件現場において、聴衆エリア内の被疑者の存在又は被疑者が筒状の物体を投擲しようとする準備している行為に事前に気付いた警護員はいなかった。

一方、総理から約1.4メートル西の位置で警戒していた身辺警護員は、投擲直後に何らかの物体が投擲された事態に気付き、同物体が同身辺警護員の南東の位置（以下「落下位置」という。）に落下して、同身辺警護員に向かって転がり込んだ時に、筒状の物体が煙を上げつつ、火花を出し、又は橙色の光を点滅させているように認識したことから、瞬時に発火性の物体であると判断した。そこで、同身辺警護員は、専ら総理の身辺の安全を確保しようとする意識の下で、投擲の約2秒後には、落下位置の北西約1.5メートルの位置において、携行していた防護用の鞆で、続いて左足でこれを払い除けた。これにより、筒状の物体は、同身辺警護員が払い除けた位置から南東約1.8メートルに移動した。当該物体は、結果として聴衆エリアには到達せず、当初の落下位置から東に約0.4メートルの場所にとどまった。

同身辺警護員は、投擲の約3秒後には、「退避」と叫んで周囲の警護員に緊急事態が発生した旨を告げつつ自らの身体を盾に総理と筒状の物体を遮り、左手に把持していた防護用の鞆を展張して、同物体の方向に掲げながら、緊急退避を開始し、他の警護員と共に密集して総理を取り囲み、その状態で演説予定場所から約19メートル北西方向の岸壁の近くまで総理を緊急退避させた【別添5参照】。

被疑者が筒状の物体を投擲する直前、被疑者の約2メートル東に立っていた漁協関係者は、当該物体の投擲直後に、被疑者が何らかの物体を投擲したことに気付き、さらに、被疑者が下を向き、何かを取り出そうとしているような仕草を認め、被疑者を両手で抱きかかえるようにして取り押さえて、二回目の犯行を制止した。続いて、聴衆エリア内に配置されていた警護員が制止及び被疑者の確保に加わり、午前11時32分頃、被疑者を威力業務妨害罪で現行犯逮捕した。

また、現場指揮官は、被疑者が筒状の物体を投擲した直後から、更なる攻撃を想定し、無線で警護員に対して総理を車両内に退避させるよう指示するとともに、聴衆エリアの外に聴衆を避難させるよう指示した。

(5) 緊急退避後の状況

ア 現場離脱

複数の身辺警護員は、一時的な退避場所である岸壁近くから車両内に総理を退避させてその身辺の安全を確保するため、引き続き、展張された防護用の鞆を筒状の物体の方向に掲げるなど防護措置を講じながら、午前11時27分頃、同岸壁近くから北西方向へ総理を誘導し始めた。総理を防護している身辺警護員は、回送された車両に総理を誘導しつつ、総理と筒状の物体との間を遮り、さらに、展張した状態の防護用の鞆を総理と当該物体との間に掲げて遮りながら、総理に乗車を促した。総理が右足を乗り入れようとした午前11時28分頃に当該物体が爆発した。当該物体が爆発したのは、被疑者が投擲してから約50秒後であった。総理は直後に乗車し、総理を乗せた車両は本件現場の西側の道路を北上して離脱した【別添6参照】。

イ 聴衆の安全確保

(7) 爆発前

現場指揮官は、前記のとおり、被疑者が筒状の物体を投擲した直後から、更なる攻撃を想定し、聴衆エリアの外に聴衆を避難させるよう指示した。

また、聴衆エリアの内外に配置されていた警護員は、

- 近くにいた高齢者が転倒しないように手を差し伸べて誘導する
- 被疑者が確保されている状況を撮影しようとする者に対して、直ちに聴衆エリアの外に避難するよう呼び掛ける
- 周囲の警護員から「離れて」などの避難を促す声が聞こえたことを踏まえて、聴衆に対して、「離れてください」、「危ないです」などと繰り返し声を掛けながら、聴衆エリアの外に誘導する

など、聴衆の混乱を防止し、その安全を確保するため、避難誘導に従事した。

筒状の物体が投擲されたことを目視していなかった警護員についても、女性の「キャー」といった叫び声が聞こえたため、緊急事態が発生していると考えて、「落ち着いてください」、「危ないですから離れてください」などと両手を広げて繰り返し避難の呼び掛けを行うなどした。

(4) 爆発後

現場指揮官は、投擲された筒状の物体が爆発した直後、更なる爆発の可能性を考慮に入れ、無線で警護員に対して、本件現場の外に聴衆全員を避難させるよう指示した。また、被疑者が確保されていることを確認した後、本件現場に引き続き滞留している者を本件現場の外に避難させるよう改めて指示した。

また、聴衆エリアの内外に配置されていた警護員は、引き続き、聴衆に対して避難するよう呼び掛けを続けた。

なお、本件現場にいた聴衆1名は、軽傷を負っていたことが判明した。また、警護員1名も、避難誘導に従事している最中に、筒状の物体が背後で爆発し、後に左腕に軽傷を負っていたことが判明した。

第3 確認された事実の分析・評価

1 分析・評価の進め方

本事案をなぜ防ぐことができなかつたのかについて、第2で確認された事実に基づいて因果関係が強く認められる事象を抽出及び分析し、その濃淡に応じた評価を行うことにより、課題の所在を明確化する。

分析・評価においては、課題の所在を「現場における警護の課題」及び「計画段階での課題」に分けて検討する。

「現場における警護の課題」においては、一般的に、結果に対してより近接した時間に発生した事象ほど、当該結果との間で強い因果関係がある可能性が高くなることを踏まえ、本事案の発生から、順次、時間を遡る形で、各時点において本事案を防ぐことができた可能性についてそれぞれ検討する。

「計画段階での課題」においては、「現場における警護の課題」を生じさせないという観点から、本件警護の計画段階において、どうすれば本事案を防ぐことができたのかについて検討する。

また、本件現場において、聴衆の安全確保のための対応が適切であったかについても評価を行い、その課題の所在を明確化する。

2 現場における警護の課題

(1) 被疑者が聴衆エリアに侵入した後

ア 筒状の物体が投擲されてから爆発するまで

(ア) 本事案を防ぐことができた可能性

投擲された筒状の物体は、投擲から約50秒後に、総理を緊急退避させた身辺警護員その他の警護員が、総理の緊急退避や被疑者の確保のほか、混乱する聴衆に当該物体から離れるよう避難誘導に従事していた最中に爆発した。爆発物処理に関する実務に照らしても、当該物体を無力化する時間的余裕はなく、当該物体が投擲された後に本事案を防ぐことは不可能であったと認められる。

(イ) 警護員の動作

筒状の物体が投擲された後、身辺警護員は、総理を防護するため、装備資機材を活用しながら、他の警護員と連携して、密集して総理を取り囲みながら車両まで緊急退避させており、総理の身辺の安全を確保するための迅速かつ的確な対応がとられていたものと認められる。

身辺警護員の一人は、何らかの物体が聴衆の頭上を越えて投擲された直後にその事態に気付いて、落下位置から同身辺警護員に向かって転がり込んだ筒状の物体を防護用の鞆で、続いて左足でこれを払い除けているが、これは、当該物体を発火性の物体であると認識する中で、総理の身辺の安全を確保するためにとられた行動であると認められる。結果として、落下地点から聴衆が所在する方向に当該物体を約0.4メートル移動させることとなったものの、咄嗟の判断としてやむを得ない行動であったと認められる。

なお、身辺警護員、聴衆エリア内に配置されていた警護員その他の警護員は、筒状の物体が投擲された直後の時点では、被疑者がどこにいるかを確認するに至らなかったが、聴衆エリア内に配置されていた警護員は、漁協関係者が被疑者の二回目の犯行を制止した直後、当該漁協関係者に続き、その制止・確保に加わった。

イ 聴衆エリアへの侵入から筒状の物体が投擲されるまで

被疑者が聴衆エリアに侵入してから筒状の物体を投擲するまで、聴衆エリア内の被疑者の存在又は被疑者が当該物体を投擲しようとして準備している行為に気付いた警護員はいなかった。

この点、聴衆エリア内には多数の聴衆が存在し、多くの者がスマートフォン等を操作したり、総理の様子を撮影したりしていたことから、警護員がその中に紛れて当該物体を投擲しようとして準備している被疑者の不審な行動に気付くことは容易ではなく、当該物体を投擲しようとして準備してから投擲するまでの時間が極めて短かったことから、聴衆エリア内に配置されていた警護員その他の警護員がこれに気付いて当該物体の投擲を阻止することは困難であったと認められる。

ウ 小括

一たび被疑者が聴衆エリアに侵入した後には、被疑者による投擲を阻止して本事案を防ぐことは困難であった。したがって、本事案を防ぐためには、投擲物が総理に届くような位置まで被疑者を接近させてはならず、爆発物を隠匿して携行していた被疑者を聴衆エリアに入れないようにするための実効的な措置が講じられている必要があった。

(2) 被疑者の本件現場到着から聴衆エリアに侵入するまで

ア 聴衆エリア出入口における識別等

聴衆エリア出入口が厳格に管理されていなかったことに加え、漁協関係者等でない被疑者が聴衆エリアに侵入することを止めた者はおらず、スタッフである漁協関係者から聴衆エリア出入口付近に配置されていた警護員に対して通報がなされることはなかった。

この点、スタッフである漁協関係者は聴衆として本件現場を訪れた漁協関係者等との間でしばしば挨拶を交わしていたが、漁協関係者等であるかどうかの識別は不十分であった。また、聴衆エリア出入口付近に配置されていた警護員は漁協関係者等であるかどうかを識別することはできず、その識別は、スタッフである漁協関係者に委ねられていたが、警護員が当該漁協関係者に識別しているかどうか確認することもなかった。

被疑者を聴衆エリアに入れないようにするためには、識別が実効的に行われるように、合同実査時の打合せの段階で、スタッフである漁協関係者による漁協関係者等であるかどうかの識別方法、実施体制、識別する者の配置場所、漁協関係者等でない者を発見した場合における通報手順等について、主催者側実査参加者との協議を尽くし、より実効的な方法で漁協関係者等であるかどうか識別する必要があったと認められる。

イ 本件現場における手荷物検査

「不自然に大きな手荷物等を携行した者」との基準は抽象的であり、その判断には困難を伴うことから、スタッフである漁協関係者による手荷物検査が被疑者に対して行われることはなかった。また、参加予定者であることについて識別が確実に行われたとしても、危険物が聴衆エリアに持ち込まれる可能性を完全に排除することはできないことから、その可能性も考慮し、合同実査時の打合せの段階で、聴衆エリアに入ろうとする全ての者に対し、手荷物への一律の開披検査を行うこととされている必要があったと認められる。

ウ 本件現場における職務質問及び所持品検査並びに声掛け等

被疑者は、リュックサック及び手提げ鞆を携行して聴衆エリアに入ろうとしていたが、被疑者に対して職務質問又は所持品検査を実施した警護員はいなかった。

この点、本件現場では、多くの聴衆がリュックサック又は手提げ鞆を携行しており、これらを携行しているとの一事をもって、警護員がその人物に焦点を当てて外観上の不審点があると認めることはできず、総理の和歌山県訪問に関して、総理に危害を加えることを示唆するなど具体的な脅威情報は把握されていなかったことを踏まえると、警護員が被疑者に焦点を当てて職務質問及び所持品検査を実施することは必ずしも期待しがたいと評価し得るが、合同実査時の打合せの段階で、危険物が聴衆エリアに持ち込まれる可能性は排除されないとして、リュックサック、手提げ鞆等を携行している者に対して、不審行動等の有無にかかわらず、相手方の任意の協力の下で、危険物を所持していないかなどを尋ね、所持品の確認を行うこと（以下「声掛け等」という。）を広く行うことについて、主催者側実査参加者と申し合わせておく余地があったと考えられる。

(3) 小括

本件演説会における聴衆が漁協関係者等に限られるとされていたことは、本件警護における目的を達成するに当たって重要な前提条件であり、本件現場を訪れる者について、漁協関係者等であるかどうかを確認するための識別が確実に行われる必要があった。

また、漁協関係者等であることについて識別が確実に行われたとしても、危険物が聴衆エリアに持ち込まれる可能性を完全に排除することはできないのであるから、そうした事態に備えるため、聴衆エリアに入ろうとする者については、手荷物への一律の開披検査が行われるとともに、危険物を身に付けている可能性も考慮に入れて金属探知検査が行われる必要があった。

さらに、リュックサック及び手提げ鞆を持ち込もうとする被疑者に外観上の不審点等があると認めることは困難であったとしても、県警察として、スタッフである漁協関係者による識別及び手荷物検査の実効性を高めるために支援するとともに、警護員が声掛け等を広く行うことを検討する余地があったと考えられる。

これらの措置は、本件警護計画案の作成、主催者側実査参加者その他県連関係者との連絡・調整の在り方に関わる事柄であることから、この点を以下検討する。

3 計画段階での課題

(1) 本件警護計画に関する評価

ア 本件警護計画の作成並びに審査及び指示

(ア) 県警察における本件警護計画の作成

県警察が作成した本件警護計画は、漁協関係者等でない者が聴衆エリアに入ろうとする可能性があることを考慮したものとなっておらず、被疑者による総理への接近と本事案を防ぐことができなかった。

この点、本件警護計画は、警察庁が定める警護計画の基準に適合する形で、警護の基本方針に関する事、警護体制に関する事、総理の到着前における不審者、危険物の発見その他の総理に対する危害の防止等のための必要な措置に関する事、総理への不審者の接近阻止及び総理に対する危害の防止のための措置その他の総理の周囲等の警戒に関する措置に関する事、交通整理及び

雑踏整理の措置に関する事、突発事案が発生した際における総理に対する危害の排除、総理の防護及び緊急退避のための措置に関する事、各警護員の具体的な任務・配置に関する事、現場指揮官が行う指揮の内容に関する事、本件現場に配備する装備資機材に関する事等が定められており、その内容は、主催者側実査参加者との間で実施された合同実査時の打合せを踏まえたものとなっていたと認められる。

しかしながら、漁協関係者等であるかどうかの識別を漁協関係者が行うこととされていたことを前提として、県警察が作成した本件警護計画には、スタッフである漁協関係者による漁協関係者等であるかどうかの識別方法、実施体制、識別する者の配置場所、漁協関係者等でない者を発見した場合における通報手順等が記載されていなかった。そのため、本件警護計画の下では、スタッフである漁協関係者が識別することができるかどうかを警護員として確認することもなかった。こうしたスタッフである漁協関係者と警護員の役割分担については、合同実査時の打合せの段階で主催者側実査参加者に確認し、具体的に取り決めた上で、本件警護計画に具体的に記載される必要があった。

(イ) 警察庁における本件警護計画案の審査及び指示

警察庁は、県警察から本件警護計画案の報告を受け、その内容を審査していたが、漁協関係者等でない者が聴衆エリアに入ろうとする可能性があることを前提とした審査は行われなかった。

この点、警察庁では、警護計画の基準に基づき、県警察から報告を受けた本件警護計画案を審査し、本件現場を訪れる者について、漁協関係者等であるかどうかの識別が確実に行われるであろうという一般的前提に立ち、警護の実施において留意すべき事項として、総理の演説予定場所から見て聴衆エリア内の前方部には漁協関係者を配置する必要があること、漁協関係者等でない者が聴衆エリアに入ろうとすることを防止する必要があることを念押しするにとどまった。

これまで、警察庁においては、警護対象者が参加する講演、演説等の主催者（以下「主催者」という。）や当該講演、演説等の実施場所を管理する者（当該場所を事実上管理している者を含む。以下「管理者」という。）に対する働き掛けの経手や具体的な内容等について、警護を実施する都道府県警察に委ねていたことから、警護の現場において主催者又は管理者（以下「主催者等」という。）により講じられる安全確保措置を明確にするための経手の改善が課題と認められる。また、主催者等により講じられる安全確保措置が警護計画に明記されることとなれば、実効的な安全確保措置が警護の現場において講じられるかどうかについて、警察庁が踏み込んで警護計画案の審査を行うことが可能となる。

さらに、選挙運動のための街頭演説その他の警護対象者が参加する講演、演説等については、主催者等と都道府県警察の間で警護に関する打合せが事前に行われたとしても、実際の警護の現場は、当該打合せにおける連絡・調整の結果と異なるものとなる可能性があることについて、警護計画案の審査に当たり留意する必要がある。

イ 演説の事前告知

本件警護計画作成後、SNSにおいて、本件演説会が告知され、本部警備課において当該告知が認知されていたにもかかわらず、引き続き、本件演説会には漁協関係者等でない者が参加することがないと認識されていた。また、自由民主党本部のウェブサイト上において、本件演説会が告知されていたにもかかわらず、本部警備課においてその事実が把握されていなかった。

この点、合同実査時の打合せにおいて聴衆が漁協関係者等に限られる旨の説明が繰り返し行われ、それを前提に本件警護計画が作成・報告されていたとしても、SNSにおいて、本件演説会の日程が告知された場合には、その情報が伝播・拡散することにより、漁協関係者等でない者が本件現場を訪れる可能性を考慮する必要があったと認められる。SNSにおける本件演説会の事前告知は、県警察にとって漁協関係者等でない者が本件現場を訪れる可能性があることに気付く機会となり得たほか、出入管理のための受付の設置、手荷物への一律の開披検査、金属探知検査等を改めて要請する機会となり得た。

また、県警察は、本件警護を的確に実施するため、ウェブサイト、SNS等（以下「ウェブサイト等」という。）の確認を通じて、本件演説会の告知状況を十分に把握し、漁協関係者等でない者が参加する可能性があることについて再評価する余地があった。

(2) 合同実査時の要請に関する評価

県警察は、本件警護の実施及び本件警護計画案の作成に先立ち、主催者側実査参加者に対して、安全確保措置を講ずるよう要請していたが、県警察の認識とは異なり、当日の本件警護の現場においては、聴衆エリア出入口における識別が十分に行われることはなく、被疑者による聴衆エリアへの侵入及び総理への接近を防ぐことができなかった。

この点、合同実査に参加した県警察職員は、主催者側実査参加者に対して、数度にわたり聴衆の範囲をただした上で、総理の演説予定場所から聴衆までの距離を確保する必要があること、参加予定者であるかどうか識別できるようにすること、圍繞措置を講ずること、出入管理のための受付を設置すること、漁協関係者等であるかどうか識別すること、手荷物検査及び金属探知検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うこと等を要請するなど、総理の身辺の安全確保に当たって必要かつ重要な措置の実施を求めており、要請の項目、内容等は相応のものであったと言える。

しかしながら、合同実査時の打合せを通じて、出入管理のための受付の設置、手荷物への一律の開披検査、金属探知検査等が実施されないことが確認されたのであるから、合同実査に参加した県警察職員は、改めてこれを前提条件として、主催者側実査参加者に対して、少なくとも、スタッフである漁協関係者による漁協関係者等であるかどうかの識別方法、実施体制、識別する者の配置場所、漁協関係者等でない者を発見した場合における通報手順等を特段の問題意識をもって確認し、聴衆エリア出入口付近において実効的な識別が行われるよう綿密な協議を行う必要があった。また、合同実査に参加した県警察職員は、スタッフである漁協関係者による識別及び手荷物検査の実効性を高めるために支援することや、警護員が声掛け等を広く行うことを提案する余地があった。

(3) 小括

合同実査に参加した県警察職員は、主催者側実査参加者に対して、少なくとも、漁協関係者等であるかどうかの識別方法、実施体制、識別する者の配置場所、漁協関係者等でない者を発見した場合における通報手順等を特段の問題意識をもって確認し、聴衆エリア出入口付近において実効的な識別が行われるよう綿密な協議を行う必要があった。

しかしながら、本件警護計画は、主催者側実査参加者との間で実施された合同実査時の打合せの結果を反映したにとどまり、危険物を所持した者を総理に接近させないようするための実効的な安全確保措置を盛り込んだものとはなっていなかったことから、本件警護の現場では、爆発物を投擲することができる位置まで被疑者を接近させることにつながり、本事案を防ぐことができなかった。

主催者等が講ずる安全確保措置を明確にするための手続の改善が課題と認められる。

4 聴衆の安全確保に関する課題

本件警護の現場では、被疑者が筒状の物体を投擲した後、警護員は聴衆の避難誘導に当たっていたものの、当該物体が爆発する前までに聴衆全員を安全に避難させることはできず、結果として、本件現場にいた民間人1名が負傷する事態を阻止することができなかった。

この点、本件警護計画上、警護員には、聴衆の安全確保に関する任務は明確には付与されていなかったものの、現場指揮官は、筒状の物体が投擲された直後から、警護員に対して、聴衆エリアの外に聴衆を避難させるよう繰り返し指示し、聴衆エリアの内外に配置されていた警護員も聴衆の安全を確保するため、聴衆に対して、繰り返し避難を呼び掛け、避難誘導に従事していたことから、当時の本件現場の状況に照らせば、警察官として必要な対応をとっていたものと認められる。

本件警護の現場においては、聴衆の安全確保について、その責任を有する県連関係者との連携が十分に図られていなかったと認められることから、本件警護の実施に先立ち、聴衆の安全を確保するために必要な事前準備を行うよう働き掛けるなど、警察として、県連関係者との連携を強化する余地があったと認められる。

また、どのような警護の現場であっても、警護対象者の身の安全を確保するとともに、聴衆の安全を確保することができるようにするため、警察としても、警護計画において、聴衆の安全確保に関する任務を明確化することも必要であると認められる。

第4 警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組

本件警護の現場では、投擲物が総理に届くような位置まで被疑者が接近した上で、爆発物を投擲し、結果として、本件現場にいた民間人1名が負傷する事態を阻止することができなかった。

本事案を防ぐためには、投擲物が総理に届くような位置まで被疑者を接近させてはならず、爆発物を隠匿して携行していた被疑者を聴衆エリアに入れないようにするための実効的な措置が講じられている必要があった。

本件警護の現場において実効的な措置が講じられるためには、合同実査時の打合せの段階で、主催者側実査参加者に対して、少なくとも、漁協関係者等であるかどうかの識別方法、実施体制、識別する者の配置場所、漁協関係者等でない者を発見した場合における通報手順等を特段の問題意識をもって確認し、聴衆エリア出入口付近において実効的な識別が行われるよう綿密な協議を行う必要があった。また、識別が確実に行われたとしても、危険物が聴衆エリアに持ち込まれる可能性を完全に排除することはできないのであるから、そうした事態に備えるため、主催者等において、聴衆エリアに入ろうとする者については、手荷物への一律の開披検査が行われるとともに、危険物を身に付けている可能性も考慮に入れて金属探知検査が行われる必要があった。

本件警護のように、とりわけ、選挙運動のための街頭演説その他の警護対象者が参加する講演、演説等については、多数の聴衆が集まる場所において実施されるなど、一般的に、警護上の危険及び聴衆の安全を確保する必要性が高まるところ、危険物を所持している者又は警護対象者に危害を加えようと企図する者（以下「危害企図者等」という。）による警護対象者への接近を許した場合には、警護対象者の生命及び身体に重大な危害を及ぼしかねず、その周囲に所在する警護対象者以外の者の安全をも害する事態につながりかねない。

この点、本件警護において爆発物が総理の直近にまで投げ込まれたことを踏まえると、今後、警護対象者が参加する講演、演説等については、屋内又は屋外を問わず、銃器、爆発物等が攻撃の手段として使用されることを想定した上で、これまで以上に、警護対象者と聴衆との距離が十分かつ確実に確保され、出入管理、手荷物検査等をはじめとする安全確保措置がより実効的に講じられる必要がある。

一方で、これらの安全確保措置は、基本的に、主催者等により講じられるべきものであり、警察としては、危険物が持ち込まれた場合には、警護対象者のみならず、聴衆の安全が害される可能性があることについて、主催者等に対して、これまで以上に丁寧に説明した上で、安全確保措置を講ずるよう個別具体的に働き掛ける必要がある。そして、警護について責任を負う警察として、主催者等が講ずる安全確保措置の実施状況を確認し、必要に応じて、その具体的実施方法等について指導、助言等を行うとともに、主催者等の理解と協力の下、自ら必要な措置を執ることが必要である。

このような考えの下、主催者等に対する個別具体の働き掛けが適切に実施されるとともに、主催者等が講ずる安全確保措置及び当該安全確保措置を踏まえた警察による措置が相まって警護計画に適切に盛り込まれ、警護の現場において、警察が、主催者等と緊密に協力して警護を実施できるようにする観点から、以下のとおり、全国における対応を見直すこととする。

1 主催者等と緊密に協力した警護の実施

警察としては、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所、聴衆の範囲及び危険度に応じて、主催者等に対して、警護対象者及び聴衆の安全に配慮する必要があることについて説明を尽くした上で、警護対象者の身の安全を十分に確保することができる適切な場所を選定するよう働き掛ける必要があるほか、危害企図者等による警護対象者への接近を防止するため、実効的な安全確保措置を講ずるよう働き掛ける必要がある。

(1) 主催者等への要請項目の明確化

これまでも、警察から主催者等に対して、手荷物検査等その他の警護の現場における安全確保措置の実施を要請することとしているところ、警護の現場における安全確保措置の実効性を高めるため、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所、聴衆の範囲及び危険度に応じて要請事項の内容を明確にし、その内容を主催者等に分かりやすく伝達することとする。

また、今後は、原則として要請事項を文書又はメールにより伝達することとともに、主催者等への要請経緯及びその後の調整経緯を記録化することとする。

(2) 適切な場所の選定等

警護対象者の身の安全を確保するためには、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所として適切な場所が選定され、当該場所に応じた実効的な安全確保措置が講じられることにより、危害企図者等による警護対象者への接近を防止することが必要不可欠である。

また、主催者と管理者が異なる場合には、管理者の管理権に基づく囲繞措置、出入管理、手荷物検査等をはじめとする安全確保措置が講じられるようにする必要がある。

よって、次のとおり、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所、聴衆の範囲及び危険度に応じて、実効的な安全確保措置を講ずるよう働き掛けることとし、あわせて、警察としては、主催者等が講ずる安全確保措置の実施状況を確認し、必要に応じて、その具体的実施方法等について指導、助言等を行うとともに、警護対象者の身の安全確保のため、主催者等の理解と協力の下、必要な措置を執ることとする。

ア 基本方針

一般的に、駅前ロータリー等の屋外において警護対象者が参加する講演、演説等が実施される場合には、聴衆、通行人等の不特定多数の者が自由に往来することができるため、主催者等による出入管理、手荷物検査等の実効的な実施が事実上不可能又は困難である場合が少なくない。

警護対象者が参加する講演、演説等の実施に際して、主催者等による出入管理、手荷物検査等が一律に行われることとなるよう、講演ホール等の屋内会場を優先的に選定するよう働き掛けることとする。

イ 実施場所に応じた方策

(7) 屋外における講演、演説等

a 警察による働き掛け

(a) 聴衆との距離の確保

屋外において警護対象者が参加する講演、演説等が実施される場合には、一般的に、危害企図者等が警護対象者に接近することが比較的容易であり、警護上の危険が高まることから、銃器、爆発物等が攻撃の手段として使用されることを想定した上で、警護対象者と聴衆との距離をこれまで以上に十分に確保するよう働き掛けることとする。

また、警護対象者と聴衆との距離の確保に当たっては、鉄パイプ柵その他の資機材（以下「鉄パイプ柵等」という。）を用いて、危害企図者等による警護対象者への接近を防止するための確実な措置を講ずるよう働き掛けることとする。

(b) 警護上の危険を想定できる場所の選定

警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所については、

- 警察庁及び都道府県警察が現場を事前に確認し、警護上想定される危険について十分に考慮することができている場所
- 警護対象者の背面に壁が存在するなど、全方位への警戒を要しない場所
- 過去の警護の実施を通じて警護対象者の身の安全確保に特段の支障がないと認められる場所

等から選定するよう働き掛けることとする。

(c) 動線の分離

手荷物検査等が実施されない屋外における講演、演説等については、危害企図者等が聴衆の中に紛れているおそれがあることから、警護対象者の動線を聴衆から確実に分離するよう働き掛けることとする。また、講演、演説等の前後にいわゆるグータッチ等を実施することは避けることが望ましい旨を説明することとする。

(d) 警備員の配置

危害企図者等による警護対象者への接近を防止し、出入管理、手荷物検査等が実施される場合にこれらが確実に実施される体制を確保するため、警備員その他必要な人員を配置するよう働き掛けることとする。

(e) 防護用の資機材の設置

銃器等による攻撃に備えるため、警察が保有する防護用の資機材を警護対象者が参加する講演・演説場所の周囲に設置するよう働き掛けることとする。

(f) 出入管理、手荷物検査等の実施

屋外であっても、聴衆が所在する場所を囲繞することができる場合には、

- 警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所に危害企図者等が侵入することを防止するため、出入管理を行うこと
- 危害企図者等による警護対象者への接近を防止するため、出入管理の実施と共に、手荷物検査等を一律で行うこと

を働き掛けることとするほか、手荷物検査等に応じない者等を参加させない措置を確実に講ずるよう働き掛けることとする。また、聴衆が所在する場所を囲繞する場合には、容易に乗り越えることができない鉄パイプ柵等を用いて、非常時における聴衆の避難の在り方も考慮に入れた適切な態様で行うよう働き掛けることとする。

(g) 識別（特定の者が参加する場合）

警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所に危害企図者等が侵入することを防止するため、参加予定者が特定の者に限られる屋外における講演、演説等の実施に当たっては、出入管理を行うとともに、受付を設置して氏名や参加証の確認を行うなど、確実な方法により当該講演、演説等の参加予定者であることを確認するよう働き掛けることとする。

b 警察の対応

(a) 安全確保措置の実施状況の確認

危害企図者等による警護対象者への接近を防止するため、警護の現場において、警護対象者と聴衆との距離が十分に確保されているかどうかを確認することとする。

また、出入管理、手荷物検査等、識別等が実施される場合には、これらが確実に実施されているかどうかについても確認することとする。

あわせて、これらの実施状況を踏まえ、警察として必要な指導、助言等を行うこととする。

(b) 聴衆が所在する場所における警戒の強化

危害企図者等による警護対象者への接近を防止するためには、警護対象者の直近における警戒に加え、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所及びその周辺においても、主催者等の理解と協力の下、警護員を効果的に配置することが必要である。そこで、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所及びその周辺において、制服警察官を含む警護員の配置の強化等を図ることとする。

また、危害企図者等による警護対象者への接近を防止するためには、警察として、危害企図者等の可能性があると認められる者に対する職務質問及び所持品検査を実施することが必要である。そこで、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所及びその周辺において、卓越した職務質問技能をもって被疑者検挙に高い実績を挙げている警察官を不審者の発見に当たる警護員として配置し、職務質問及び所持品検査を効果的に実施することとする。

さらに、不審行動等の有無にかかわらず、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所及びその周辺において、リュックサック、ショルダーバッグ等を携行している者に対しても、その者が危害企図者等であるかどうかを見極めるため、声掛け等を行うことが必要となる。そこで、主催者等の理解と協力の下、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所及びその周辺において、携帯型金属探知機の活用を図りつつ、声掛け等を行うこととする。

(c) 警察犬の活用

警察では、警護対象者が警護の現場に到着する前の危険物、不審物等の検索、警戒、被疑者の制圧等のため、警察犬（外部機関に対して出動を囑託しているものを含む。以下同じ。）を運用していることから、これを警護の現場における違法行為等の未然防止に当たって一層活用する必要がある。

この点、警護対象者が参加する講演、演説等に不特定多数の聴衆の参加が見込まれる場合等においては、警護対象者が警護の現場に到着する前後を問わず、危険物、不審物等の検索、警戒等のため、警察犬の活用を図ることとする。

(イ) 屋内における講演、演説等

a 警察による働き掛け

(a) 出入管理の実施

警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所に危害企図者等が侵入することを防止するため、出入管理を行うよう働き掛けることとする。

(b) 手荷物検査等の実施

危害企図者等による警護対象者への接近を防止するため、出入管理の実施と共に、手荷物検査等を一律で行うよう働き掛けることとするほか、手荷物検査等に応じない者等を参加させない措置を確実に講ずるよう働き掛けることとする。

(c) 警備員の配置

出入管理、手荷物検査等が確実に実施される体制を確保するとともに、危害企図者等による警護対象者への接近を防止するため、警備員その他必要な人員を配置するよう働き掛けることとする。

(d) 聴衆との距離の確保その他の措置

危害企図者等による警護対象者への接近を防止するため、ポール・パーティション等を用いて、警護対象者と聴衆との距離を確保するよう働き掛けることとする。

また、屋外において警護対象者が参加する講演、演説等が実施される場合と同様に、動線の分離、防護用の資機材の設置等についても働き掛けることとする。

(e) 識別（特定の者が参加する場合）

警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所に危害企図者等が侵入することを防止するため、参加予定者が特定の者に限られる屋内における講演、演説等の実施に当たっては、出入管理を行うとともに、受付を設置して氏名や参加証の確認を行うなど、確実な方法により当該講演、演説等の参加予定者であることを確認するよう働き掛けることとする。

b 警察の対応

(a) 安全確保措置の実施状況の確認

危害企図者等による警護対象者への接近を防止するため、警護の現場において、出入管理、手荷物検査等、識別等が確実に実施されているかどうかについて確認するとともに、これらの実施状況を踏まえ、警察として必要な指導、助言等を行うこととする。

(b) 聴衆が所在する場所における警戒の強化等

屋外において警護対象者が参加する講演、演説等が実施される場合と同様に、主催者等の理解と協力の下、聴衆が所在する場所及びその周辺における警戒の強化を図るとともに、当該講演、演説等の実施場所に応じて、警察犬の活用等を図ることとする。

(3) 講演、演説等の事前告知等に伴う対応の強化

ウェブサイト等において、警護対象者が参加する講演、演説等の予定が公表された場合には、危害企図者等が当該講演、演説等に関する情報を入手して、これらに参加する可能性があることから、次の対策を講ずることとする。

ア 手荷物検査等の実施に関する国民への情報発信の強化に向けた働き掛け

主催者等による手荷物検査等が行われる場合には、警察から当該主催者等に対して、ウェブサイト等において、

- 手荷物検査等を行うこと
- 手荷物を減らすことが円滑な講演、演説等の実施につながること

等を併せて事前告知するよう働き掛けることとする。

イ 情報収集の強化

現在、ウェブサイト等を通じて、危害企図者等であっても警護対象者が参加する講演、演説等に関する情報を容易に入手できる環境となっていることを踏まえ、ウェブサイト等の確認、警護対象者及びその関係者との連絡等を通じて、警護対象者が参加する講演、演説等の日程その他の情報の収集を強化することとする。

2 聴衆の安全確保

(1) 聴衆の安全確保に関する働き掛け

警護対象者が参加する講演、演説等に際して違法行為、災害その他緊急事態への対処が必要となる事象が発生した場合に聴衆の安全を確保するため、警察から主催者等に対して、

- 避難誘導に関する責任者の明確化
- 避難経路の設定
- 避難誘導に従事する人員の配置
- 避難誘導のための資機材の準備

等の事前準備を行うよう働き掛けるとともに、聴衆に対して、事前に避難経路等を説明するよう働き掛けることとする。

また、ウェブサイト等において、警護対象者が参加する講演、演説等の予定が公表された場合には、より多数の聴衆の参加が想定され、その安全を確保する必要が高まることについて、主催者等に対する注意喚起を行うこととする。

(2) 警察としての対応の強化

警護対象者が参加する講演、演説等については、多数の聴衆が集まることが想定されるところ、これらの講演、演説等に際して違法行為等が発生した場合には、警護対象者の身の安全を確保するとともに、個人の生命、身体等の保護を責務とする警察として、聴衆の安全も同時に確保しなければならないことから、次の対策を講ずることとする。

ア 警護員への聴衆の安全確保に関する任務の付与

今後、警護の現場において、警護対象者の身の安全を確保しつつ、あわせて、聴衆の安全を確保することができるよう、警護の現場の状況に応じて、配置される制服警察官その他の警護員に聴衆の安全確保に関する任務を付与することを明確化することとする。

イ 避難誘導訓練等の実施

聴衆の安全確保に関する任務を付与された警護員が、警護対象者が参加する講演、演説等に参加する聴衆の混乱を防ぎつつ、安全に避難させることができるようにするため、警護員の教養訓練に係る計画に避難誘導に関する項目を新たに追加するほか、聴衆の避難誘導に責任を有する主催者等との間で、聴衆の避難誘導を想定した図上訓練その他の実践的訓練を実施することとする。

ウ 装備資機材の配備

聴衆の避難誘導に当たっては、現場及びその付近の地形、交通量、聴衆の規模等に応じて、警察として、道路における危険を防止するため緊急の必要があるとして、当該道路につき、一時、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限することが必要となる場合があることから、その実施に必要な規制用ロープ、手信号に用いる停止灯等の装備資機材を警護の現場に配備することとする。

また、警護対象者が参加する講演、演説等に際して多数の聴衆の参加が見込まれる場合には、警護員による避難誘導その他の聴衆の安全確保を効果的に行うことができるよう、拡声器等の装備資機材を警護の現場に配備することとする。

【主な事象の時系列】

時刻	主な事象
11:17頃	総理が本件現場に到着し、その後、聴衆エリアの南側を南東方向に移動開始
11:18頃	被疑者が本件現場に到着し、聴衆エリアの所在する方向に移動
11:19頃	被疑者が演説予定場所の南西に位置する事務所付近に到着
	総理が聴衆エリアの南東側に位置する生け簀の前に到着
11:20頃	被疑者が聴衆エリアに侵入
	総理が聴衆エリアに隣接する試食コーナーに向けて移動開始
11:21頃	総理が試食コーナーに到着
11:25頃	総理が聴衆エリアの南側を通り、演説予定場所に向けて移動開始
11:27頃	被疑者が聴衆エリアから総理に向け、筒状の物体を投擲
	身辺警護員が投擲直後に何らかの物体が投擲された事態に気づき、投擲の約2秒後には筒状の物体を払い除け、投擲の約3秒後には緊急退避を開始
	漁協関係者が被疑者を取り押さえて2回目の犯行を制止。直後に警護員がこれに加わり制止・確保
	複数の身辺警護員が岸壁近くまで総理を一時的に退避させた後、車両へ誘導
11:28頃	総理が車両に乗車しようとした時、筒状の物体が爆発

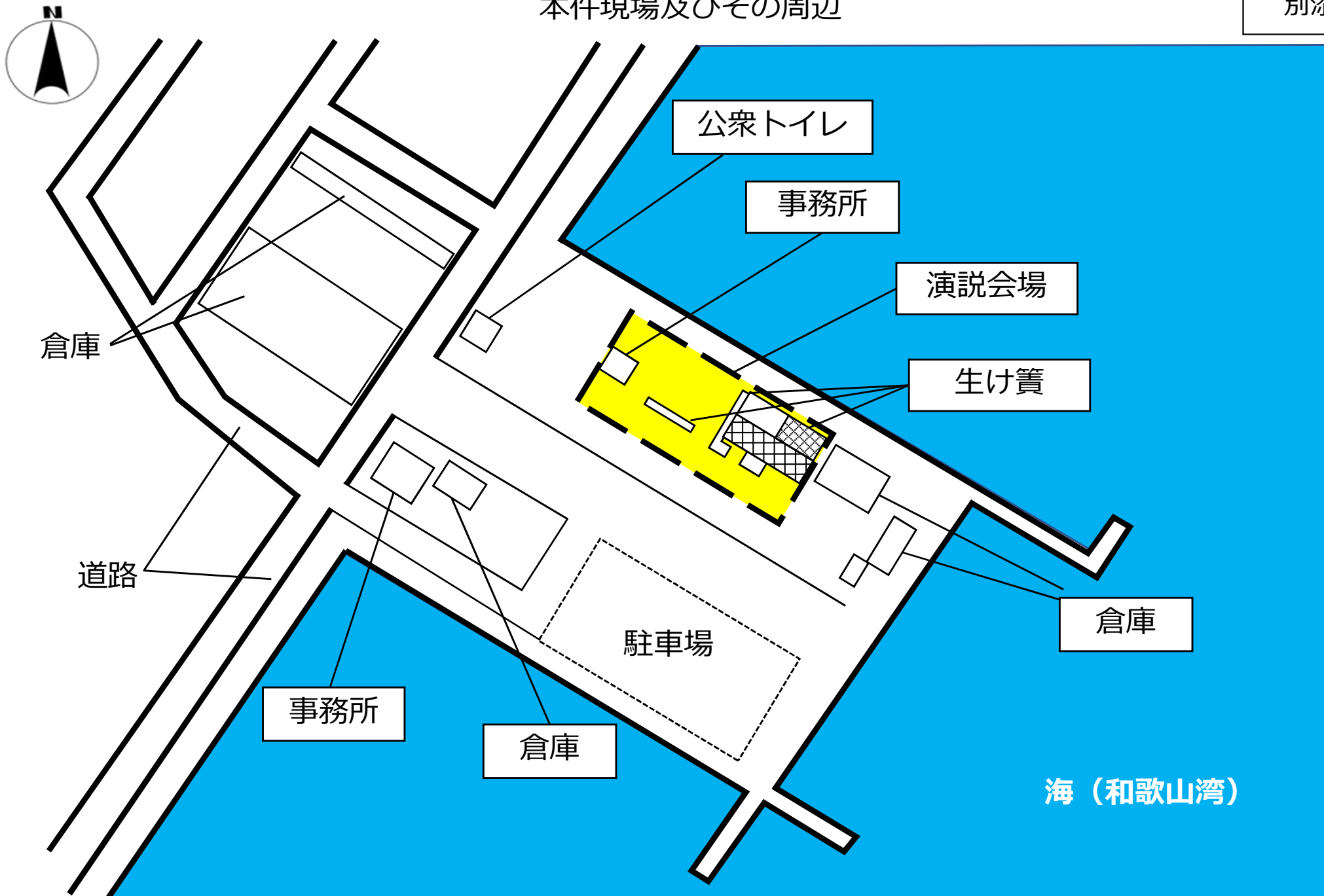
【記載上の制約】

本事案については、令和5年6月1日時点において捜査継続中のため、事実関係の確認に当たって参照した写真、映像等には、本報告書において公にできないものが含まれる。別添については、当時の現場周辺の状況を明らかにするための参考資料であり、実際の縮尺や位置関係とは異なる可能性がある。

また、警護の具体的内容には、公にすれば、将来の警護において対抗手段を講じられるおそれがあり、本報告書において公にできないものが含まれる。

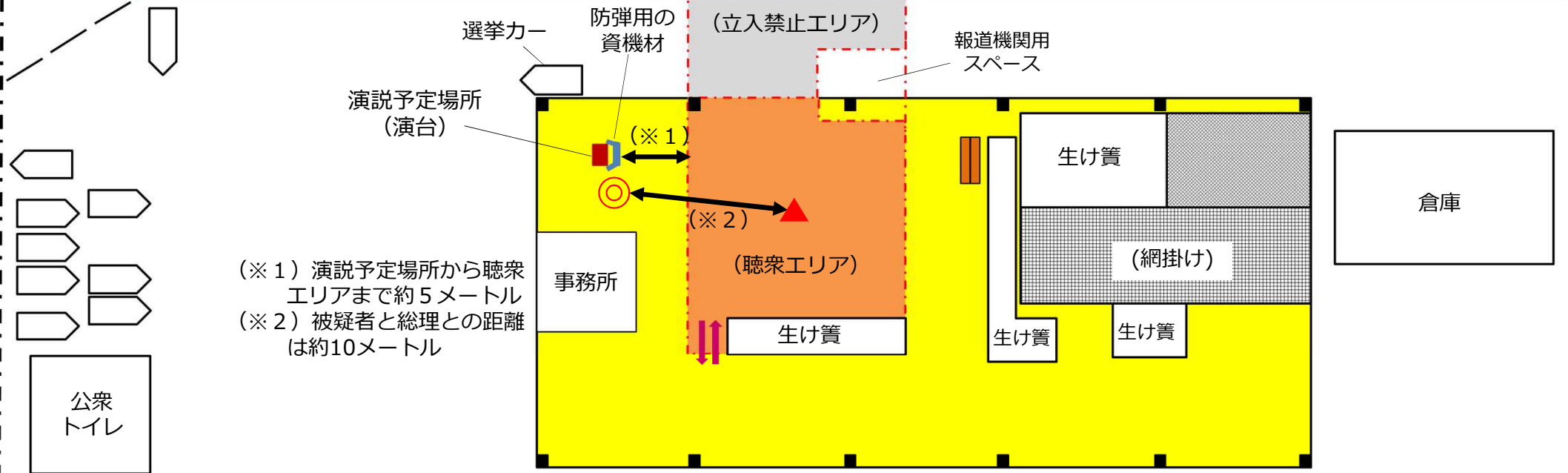
本件現場及びその周辺

別添 1












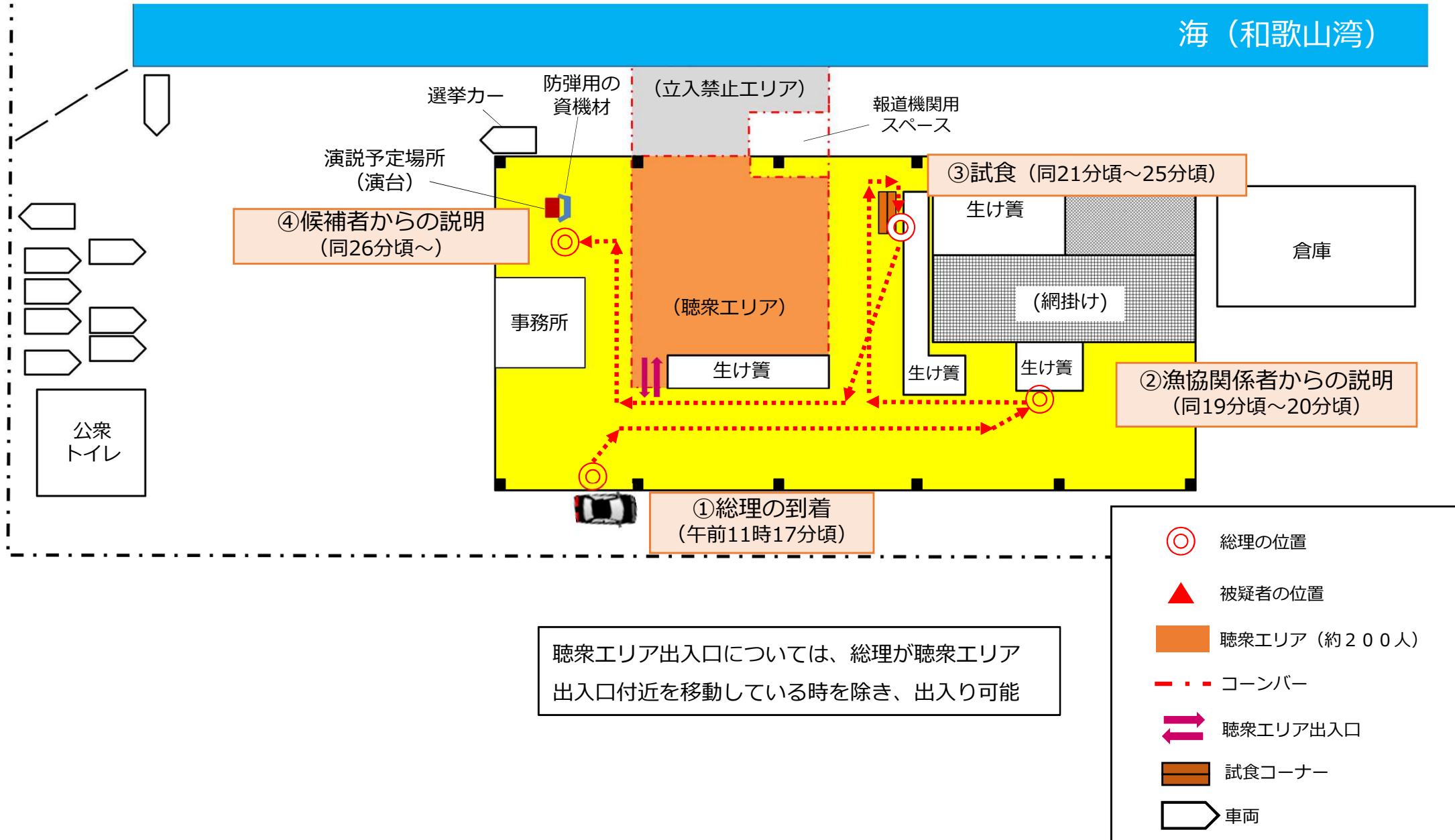
海（和歌山湾）

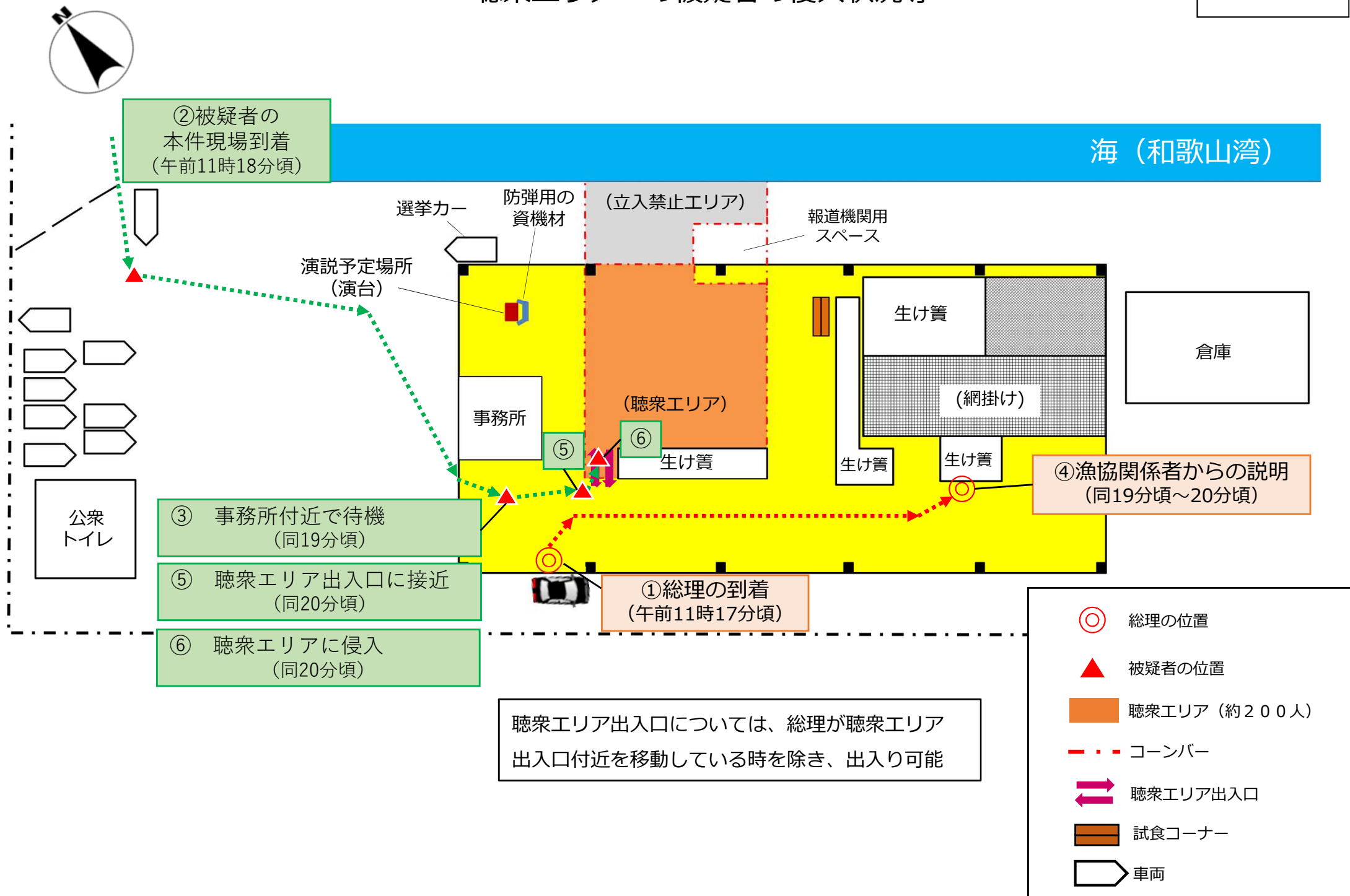


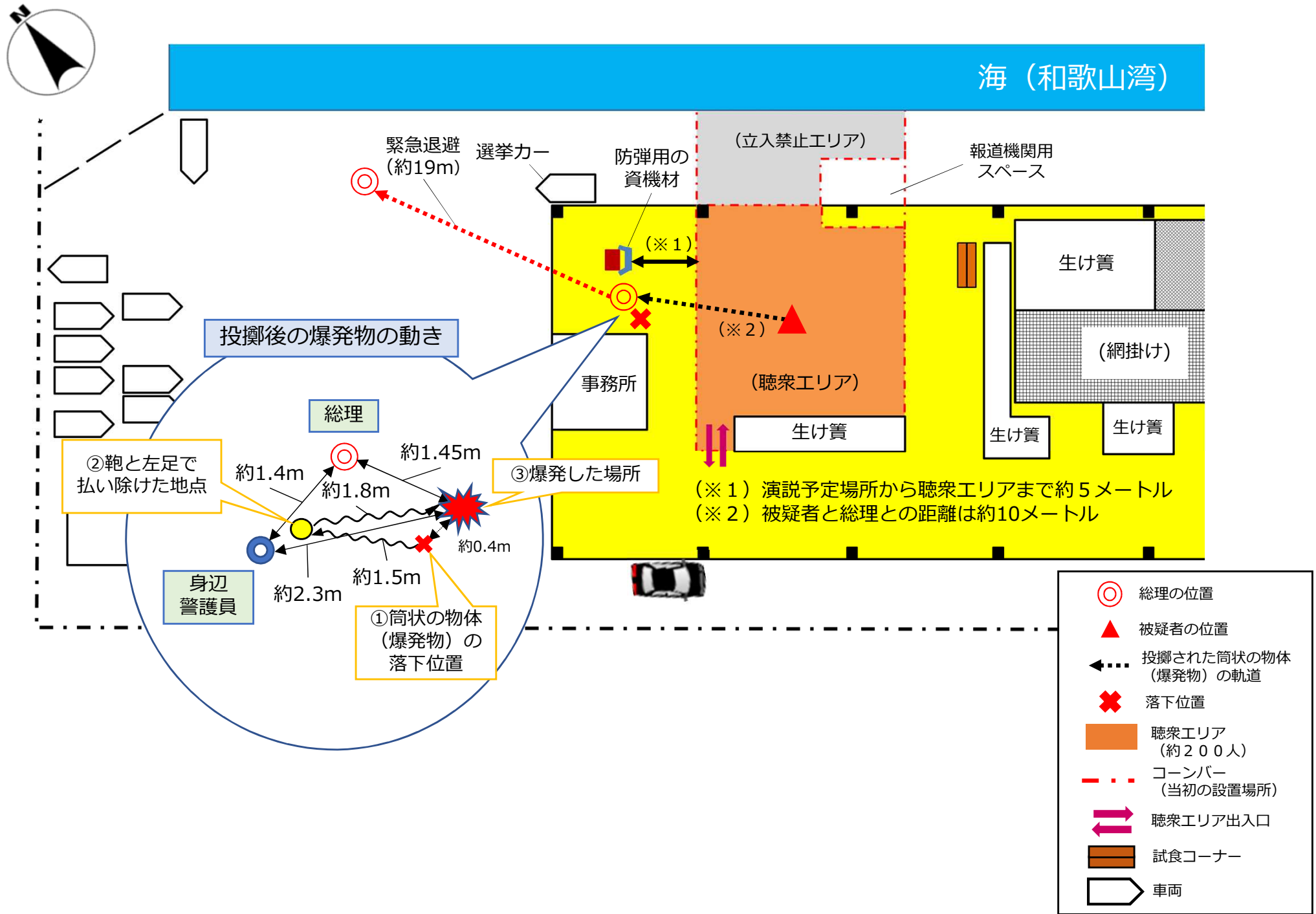
(※ 1) 演説予定場所から聴衆エリアまで約5メートル
 (※ 2) 被疑者と総理との距離は約10メートル

聴衆エリア出入口については、総理が聴衆エリア出入口付近を移動している時を除き、出入り可能

-  総理の位置
-  被疑者の位置
-  聴衆エリア (約200人)
-  コーンバー
-  聴衆エリア出入口
-  試食コーナー
-  車両







爆発時の状況

